

環境関連法規制等の動き 2014年1月(2013.11.19～2013.12.16)

1. 法令情報

1-1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の

一部を改正する件 <消防庁告示第19号> (2013.11.26告示、同日施行)

不活性ガス・ハロゲン化物・粉末・加圧式等の消火設備の、容器弁の安全性に係る点検項目及び点検期限(設置・点検後25・30年等)が追加され、点検結果報告書に添付する点検票が変更になりました。

上記消化設備の点検に適用されます。

<参考>消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2511/251126_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

1-2. 高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する件

<経済産業省告示第250号> (2013.11.29公布、2014.1.1施行)

高圧ガス保安法では一定規模以上の高圧ガスの製造には、都道府県知事の許可が必要です。東日本大震災において、LPガスを貯蔵していた球形貯槽のブレースの交差部分の一部に亀裂が生じる事象が数基確認されたので、該当部分にかかる応力の算出方法や許容応力の評価方法が追加されました。

高圧ガス製造設備を新設、改造する際に適用されます。

<参考>電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595113055&Mode=0>

1-3-1. 水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

<政令第332号> (2013.12.6公布、3件共2013.12.11施行)

1-3-2. 水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

<政令第333号> (2013.12.6公布)

1-3-3. 水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の

整備等に関する省令 <国土交通省令第98号> (2013.12.11公布)

題記は、2013年8月の法令情報1-2に示した、法改正の一部の施行時期と関連の政省令です。主に水害防止や河川適正利用について定めた法律ですが、本改正では市町村防災計画で定められた大規模工場等とは関係しますので、以下に再掲載します。

「 1-2-1. 水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

<政令第213号> (2013.7.5公布、3件共2013.7.11施行)

1-2-2. 水防法及び河川法の一部を改正する法律 <法律第35号> (2013.6.12公布)

1-2-3. 河川法施行規則等の一部を改正する省令 <国土交通省令第59号> (2013.7.5公布)

近年頻発する水害に対応して、水防活動の適切化や連携強化や多様な主体の参画等が定められました。水防法第15条の4、施行規則第11・12条では、市町村防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止の計画作成・訓練実施・自主防衛組織設置の努力義務と、計画作成時には市町村長への報告義務が定められました。

上記の市町村防災計画で定められた大規模工場等に適用されます。」

<参考>国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/131211/index.html

1-4-1. 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令

<政令第336号> (2件共2013.12.6公示、2013.12.20施行)

1-4-2. 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令 <政令第336号>

題記は、2013年8月の法令情報1-5に示した、法の施行時期と、関連する大防法施行令、水濁法施行令、湖沼水質保全特別措置法施行令等の改訂です。法について以下に再掲載します。

「 1-5. 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

＜法律第60号＞(2013.6.21公布、公布後6ヶ月・2年以内に施行)

従来は、放射性物質については原子力基本法で対応され、下記の法律からは適用除外されていました。2011年の原子力発電所の事故より大量の放射性物質が一般環境中に放出されたことにより、下記の法律に放射性物質関連の規定が追加されます。

- ①大防法及び水濁法：環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視
 - ②環境影響評価法：放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を実施
 - ③南極地域の環境の保護に関する法律：放射性物質による環境影響も含めて確認
- ②に該当する大規模開発を実施する事業者に適用されます。 」

1-4-1は上記に適用されます。1-4-2は引用法律条項変更のみの変更で、実質的な影響はありません。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16574>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17457>

2. 一般情報

2-1. 2012年度の温室効果ガス排出量（速報値）について（2013.11.19環境省）

題記の速報値は、13.41億t(CO2換算)で、これは基準年比+6.3%、前年度比+2.5%でした。京都議定書第1約束期間（2008～2012年度）の5年平均で基準年比△8.2%となり、京都議定書の目標である基準年比△6%を達成する見込みとなりました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17394>

2-2. 2012年度全国の地盤沈下地域の概況について（2013.12.16経済産業省）

2012年度の全国24都道府県の34測量地域の内、年間2cm以上沈下した地域は7地域で、そのうち1.0km²以上の地域の面積は2.0km²でした。前年度は東北地方太平洋沖地震の影響で大きな数値でしたが、その前年以前とは、ほぼ同様になりました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17494>

2-3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件 ＜厚生労働省告示第369号＞(2013.12.10制定)

題記特措法に基づく登録事業者（予防接種の対象事業・業務）が定められました。

医療関係者のほかにも、道路貨物運送業（トラックによる緊急物資集荷・配送・運行管理等）、廃棄物処理業（医療機関からの廃棄物の収集運搬・焼却処理等）等の業種に適用されます。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20131210/20131210g00268/20131210g002680025f.html>

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495130154&Mode=0>

2-4. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する

意見の募集について（2013.11.19環境省）

船舶によるばら積みの液体貨物として輸出される液体物質等については、国際条約であるマルポール条約で規定され、これを国内法の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で担保しています。今改正は、①マル

ポール条約の対象物質の追加・変更に伴う改正と、②廃掃法で産業廃棄物の海洋投入処分の判定基準に追加になった1-4ジオキサンの追加です。2014. 6. 1からの施行が予定され、環境省では12. 19まで意見の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17398>

2-5. 2013年度「地球温暖化防止月間」における取組について (2013. 11. 29経済産業省)

京都議定書開催を契機として、翌年の1998年から毎年12月は地球温暖化防止月間になりました。地球温暖化防止のために、国民、事業者、行政が一体となって様々な取組が行われます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17441>

2-6. 2014年度環境省関係税制改正について (2013. 12. 9 環境省)

題記税制改正大綱（自由民主党・公明党）が決定され、環境省関係の税制改正が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17496>

2-7. 2013年度特殊自動車における低炭素化促進事業の3次公募及び4次公募について

(2013. 12. 9環境省)

燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等（油圧ショベル、ブルドーザー、フォークリフト等）を新規導入する事業に対して、通常型との差額の1/2（最大130万円）を支援する事業について、環境省では2014. 1. 15まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17467>

以上